

中小企業政策審議会 中小企業経営支援分科会
共済小委員会（第24回）

令和6年12月23日（月）
経済産業省中小企業庁

午後2時00分 開会

○太刀川室長 それでは、ただいまから「中小企業政策審議会 中小企業経営支援分科会 第24回共済小委員会」を開催したいと思います。

委員の皆様におかれましては、御多忙のところ御出席を賜り、誠にありがとうございます。

私は、本小委員会の事務局を務めます、中小企業庁経営安定対策室長の太刀川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

では、小委員会開催に当たり、中小企業庁経営支援部長の岡田より御挨拶をさせていただきます。

○岡田部長 経営支援部長の岡田です。

委員の皆様におかれましては、日頃より中小企業倒産防止・小規模企業の両共済制度につきまして、御理解、御指導を賜りまして感謝いたしております。

日本経済の状況を見ますと、投資と賃上げが30年ぶりの高水準ということで変化の兆しが見られているところでありまして、デフレ、コストカット経済から脱却するかどうかの正念場を迎えている状況でございます。他方で、足元を見ますと、物価高、人手不足といった数多くの課題に中小企業・小規模事業者が直面している状況でございます。コロナ禍から業況は改善しているという状況ではありますが、ゼロゼロ融資の返済とか、今後、金利のある世界への対応ということもありまして、倒産件数も再び増加傾向にあるという状況で、依然として厳しい経営環境にあると認識をしております。

また、70代以上の経営者の割合は引き続き高い状況でございます。一方で、半数以上の企業において後継者が不在という状況になっているなど、中小・小規模事業者が有する多様な技術・技能など経営資源の散逸、地域の経済・雇用を支える重要な担い手としての機能の低下というところが懸念されている状況でございます。

こうした中で中小企業者の取引先の倒産に対する備えといたしまして、中小企業倒産防止共済、それから、小規模企業者の廃業・引退・承継をサポートする小規模企業共済の両制度の意義というのは、この状況におきまして大きいものと理解しております。

本日は、両共済の運営の現状を御報告させていただくとともに、中小企業基盤整備機構より両共済における手続のオンライン化の進捗状況について御報告をさせていただく予定となっております。

両共済制度が中小・小規模事業者にとってよりよいものとなり、今後も安定的な運営ができますよう、委員の皆様方とともに制度の在り方をしっかりと検討してまいりたいと考えております。

本日は短い時間ではございますけれども、積極的に御議論いただきまして、忌憚のない御意見を賜ればと考えておりますので、本日はよろしくお願いいたします。

私からは以上です。

○太刀川室長 それでは、続きまして、委員長、委員の御退任、新規御就任について御報

告いたします。

このたび、山本委員長、河原委員、柏木委員が御退任され、新たに近藤委員、影浦委員、藤田委員が御就任されております。また、山本委員長が御退任されたため、新たな委員長につきましては、本小委員会の上位機関である経営支援分科会の沼上分科会長より指名を受けた近藤委員にお願いをしたいと思います。近藤委員、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、本小委員会12名の委員全員に御出席をいただいております。中小企業政策審議会令第8条に規定される過半数の出席の定足数に達していることを御報告いたします。

それでは、審議に入る前に配付資料の確認をさせていただきます。

お手元に議事次第。

委員名簿。

資料1、中小企業倒産防止共済制度の現状について。

資料2、小規模企業共済制度の現状について。

資料3、オンライン利用率引上げの基本計画に係る進捗状況。

それぞれございますでしょうか。配付資料を受領されていないようでしたら、事務局までお申出ください。

また、審議に当たりまして、安定した通信環境の確保のため、発言者以外の方は必ずマイク・カメラをオフにいただき、発言時のみ御自身にて、双方、オンに切り換えをお願いいたします。発言が終わりましたら、再度オフに切り換えをお願いいたします。

御発言を希望される場合は挙手機能を使用して挙手をお願いいたします。もし、音声に通じていられない方がいらっしゃいましたら、チャットで御発言をお願いいたします。発言が終わりましたら挙手をお下げください。操作方法が御不明な場合は、随時事務局までお声がけいただければと思います。

それでは、ここからの議事進行につきましては、近藤委員長にお願いしたいと存じます。近藤委員長、よろしくお願いします。

○近藤委員長 皆様、こんにちは。このたび、共済小委員会の委員長を務めさせていただきます近藤でございます。

大学では、主に倒産法の授業を担当しております。また、これまで私は、中小企業倒産防止共済制度の研究会で委員を務めてまいりました。先ほどの岡田経営支援部長からのお話にもありましたように、とりわけ中小企業におきましては、コロナ禍から脱した後も、物価の高騰や人手不足などにより依然として厳しい経営状況が続いておりますので、取引先の倒産に備える中小企業倒産防止共済、また、小規模事業者の廃業あるいは引退をサポートする小規模企業共済、これら両制度の意義は大きいものと受け止めております。

本日は、委員の皆様の御協力をいただきつつ、円滑な議事進行に努めてまいりたいと存じます。どうかよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。

本日の議題につきましては、お手元の議事次第を御参照いただければと思います。

議題 1 「中小企業倒産防止共済制度の現状について」。

議題 2 「小規模企業共済制度の現状について」。

議題 3 「オンライン利用率引上げの基本計画に係る進捗状況について」となっております。

まずは、議題 1 「中小企業倒産防止共済制度の現状について」につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

○太刀川室長 それでは、資料 1、中小企業倒産防止共済制度の現状について、説明させていただきます。

まず、1 ページ目、本制度の概要です。

本制度は、取引先企業の倒産により、売掛金債権の回収が困難となった場合に、掛金の 10 倍まで貸付けを受けられる制度でございます。運営主体は、独立行政法人中小企業基盤整備機構となります。

次のページに参ります。

2 ページ目は、加入と在籍の状況です。

平成 19 年度以降、在籍件数は一貫して増加しており、令和 5 年度には過去最高を更新しています。加入件数は、バブル崩壊以降減少傾向でしたが、平成 23 年 10 月の改正法施行後に、掛金限度額が 20 万円に増額されてからは加入者が急増しており、さらに中小機構の第 3 期中期計画において加入目標件数を定め、普及活動に注力をしたことで増加傾向が継続しています。引き続き加入の促進に努めてまいります。

次のページに参ります。

3 ページ目は、加入及び解約件数の月別の推移です。

第 22 回の小委員会の場合でも御紹介をしておりますが、本制度の不適切な利用への対応ということで、令和 6 年度税制改正によりまして、令和 6 年 10 月以降に本制度を解約し、再加入した場合に、解約から 2 年経過日までは掛金の損金算入、個人の場合には必要経費算入が不可ということになりました。この改正前の駆け込みといたしまして、令和 6 年 9 月の解約及び加入件数が、前年度対比で大幅に増加しております。

次のページに参ります。

4 ページ目は、加入者の月額掛金の実績です。

新規加入者の 6 割が 20 万円を選択しておりまして、在籍者全体で見ましても 20 万円を選択する者が 4 割を超えています。

次のページに参ります。

5 ページ目は、月額掛金の実績の推移でございます。

先ほど申しましたとおり、平成 23 年の制度改正において月額上限を 20 万円に引き上げて以来、20 万円を選択する方が一貫して増加しております。

次のページに参ります。

6 ページ目は、業種別の加入状況でございます。

令和5年度の新規加入者は、サービス業、建設業、小売業、不動産業の順番に多く、在籍者全体で見ますと、サービス業、建設業、製造業という順番で多くなっているところでございます。

次のページに参ります。

7 ページ目は、共済金の貸付け実績です。

企業の倒産件数は、平成20年頃のリーマンショック以降より減少傾向でしたが、令和4年度以降、倒産件数、また、新規貸付額ともに増加傾向となっております。

次のページに参ります。

8 ページ目は「一時貸付金の貸付実績」です。

一時貸付けは、平成18年度以降、令和元年度まで新規の件数、額とともに増加傾向でしたが、令和2年度には新型コロナウイルス感染症関連の支援制度が充実したことによりまして、一時貸付けの利用が大幅に減少しています。令和3年度以降は、再び増加傾向ということになっております。

次のページに参ります。

9 ページ目、貸借対照表について御説明いたします。

特に左下にあります「基金経理」を中心に御説明いたします。

まず、資産の部ですが、全体として加入者が増加しておりまして、規模が拡大していることから、約3兆26億円ということになっておりまして、昨年度よりも1,955億円増加をしております。また、貸倒引当金は、流動資産と固定資産にそれぞれ計上されておりますが、全体で約149億円となっております、破産更生債権等の減少により、昨年度より約24億円の減少ということになっております。

次に「負債及び純資産の部」でございます。

前納掛金に当たります前受金は、前納の減少によりまして1,050億円と、昨年度より53億円減少しております。

次に参ります。

10ページ目は損益計算書です。

こちら「基金経理」を中心に御説明いたします。

共済事業の掛金等収入は、加入者は増加したものの、上限20万円の掛金設定による新規加入者が減少したことや、掛止め件数の増加によりまして、約4,123億円と昨年度よりもわずかに減少しています。

また、資産運用収入は、利回りの向上によりまして、約54億円と、昨年度より12億円増で大幅に増加をしております。

以上、中小企業倒産防止共済制度の現状につきまして、事務局から御説明させていただきました。

○近藤委員長 ありがとうございました。

時間の都合上、続けて、議題2「小規模企業共済制度の現状について」の御説明もお願いいたします。なお、委員の皆様からの、議題1に関する御質問等は、議題2の御説明の後、議題2についての御質問等とまとめてお願いしたいと思います。では、太刀川室長、お願いいたします。

○太刀川室長　ありがとうございます。それでは、資料2を御覧ください。

こちらは、小規模企業共済制度の現状についての御報告になります。

まず、1ページ目「小規模企業共済制度の概要」でございます。

当制度は、小規模事業者である個人事業主、あるいは、会社の役員が廃業・退職後の生活の安定等を図るための資金として積立てを行う共済制度でございます。

共済事由はそれぞれ表にまとめておりますが、個人事業の廃止、会社等の役員などで解散に至るケースがA共済事由として最も手厚い共済金を支給されるということになっております。

次に参ります。

2ページ目は、加入・脱退・在籍者数の推移でございます。

平成25年度に中小機構の第3期中期計画におきまして加入促進に注力をするということとしたことから、加入が脱退を上回っているような状況でございまして、在籍者数は増加傾向にあり、令和5年度もこの傾向が続いております。

次に参ります。

3ページ目は、小規模企業数に対する小規模企業共済の在籍者の割合でございます。

直近で58.3%ということで、折れ線グラフのとおり年々上がってきております。ただ、注意すべき点といたしまして、分子の部分となる在籍者数は、共同経営者や会社の場合は役員なども含みますため、1企業、必ずしも1契約者ということではないため、こちらは参考数値として御承知おきいただければと思います。

次に参ります。

4ページ目は、共済契約者の年齢構成になります。

左側の円グラフの新規加入者は、30代、40代で過半数以上となっておりますが、右側の在籍者に関しましては、61歳以上の在籍者が40%を超えておりまして、平均で57.6歳、在籍者の高齢化が見て取れるところでございます。

次に参ります。

5ページ目は、掛金月額別の構成になります。

6万500円から7万円の層が新規で45.6%、在籍者は全体で44.1%となっております、掛金上限の7万円に近い額で掛けている方が多いという状況になっております。

次のページに参ります。

6ページ目は、業種別の割合になります。

在籍者、新規加入者ともに、サービス業が約3分の1程度、次に建設、小売が続いております。小規模事業者の構成割合にほぼ近い構成となっております。

次に参ります。

7 ページ目は、共済金等の支給についてでございます。

共済金の支給金額は、平成24年度で約6,000億円を超えておりましたけれども、その後は約5,000億円前後で推移しております。令和4年度以降になると増加傾向になりまして、令和5年度は約5,900億円という状況になっております。

次のページに参ります。

8 ページ目は、掛金から共済金等を差し引いた収支の状況についてでございます。

平成26年度以降は、掛金による収入額が共済金等の支給額を上回るという状況が続いております。キャッシュフロー上、近年は共済金等の支給は掛金の収入で対応ができるという状況が続いております。

令和5年度は、掛金収入は前年度より約260億円程度増えた一方で、共済金等の支出も約590億円程度増加いたしましたために、収支差は前年度よりも減少しているところでございます。

次のページに参ります。

9 ページ目は、財政状況についてでございます。

継続的に堅調な内外株式の時価評価額が積み上がった結果、令和5年度末の利益剰余金は、前年度に比しまして約2,700億円増加し、7,296億円まで積み上がっているという状況でございます。

次に参ります。

10ページ目は、基本ポートフォリオでございます。

こちらは、小規模企業共済法第25条に基づきまして中小機構が基本方針を策定しております。全体のうち自家運用が76.6%、そのほとんどが国内債券となっております。委託運用に関しましては、約23.4%となっております。

次のページに参ります。

11ページ目は、共済の契約者貸付制度の利用の推移でございます。

加入者は、御自身の掛金のうち、7割から9割の範囲内で事業資金等を借り入れることができるようになっております。件数、貸付額ともに減少傾向にありましたが、令和3年度以降は微増傾向にございます。

次のページに参ります。

12ページ目は貸借対照表になります。

右上にあります「給付経理」を中心に御説明いたします。

近年の加入者、在籍者の増加等の影響によりまして資産が増加しております。約11兆7,000億円となっており、昨年度よりも増加しております。また、責任準備金は、約10兆9,000億円となっておりまして、昨年よりも増加しております。利益剰余金は約7,300億円となっておりまして、こちらも昨年より増加しております。

次のページに参ります。

13ページ目は、損益計算書になります。

こちらも「給付経理」を中心に御説明いたします。

加入者、在籍者の増加によりまして資産が増加し、共済事業掛金等収入、約8,000億円となっております。資産運用収入は、昨年度、内外株高の反動によりまして、約3,900億円となっております。前年度よりも約3,400億円増加しております。また、責任準備金の繰入れは、約3,000億円となっております。脱退者の増加によりまして、前年度よりも700億円程度減少しております。

以上、小規模共済制度の現状について、事務局から御説明いたしました。

○近藤委員長 ありがとうございます。

それでは、議題1、2の御説明につきまして、いずれについてでも結構ですので、御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。御質問等のある方は、まずは挙手機能を使って挙手をお願いいたします。

大橋委員、お願いいたします。

○大橋委員 大橋です。よろしくお願いいたします。

中小企業倒産防止共済制度の貸付金の図のところで、例えば8ページ、一時貸付金ですけども、冒頭にもゼロゼロ融資が終わって、これから倒産が増えること心配だという話があったのですけれども、今後どれぐらい増えるのか、どこら辺まで行きそうかというような見通しとかがあれば教えていただきたいなと思います。よろしくお願いいたします。

○近藤委員長 ありがとうございます。

それでは、事務局からお答え、見込みというところをお願いできますでしょうか。

○太刀川室長 どうもありがとうございます。

御指摘のとおり、令和2年度、3年度には、実績が落ち込み、また、今、急激に伸びてきているというような状況でございます。平成20年度頃からの推移でございます。これがどれぐらい増えるか、利用されるのかというところは状況を注視しておりますが、予測といたしまして、どこまで増えるかというところは少し予測がしづらいという部分ではございます。

もし何か中小機構から補足等の情報がございましたら、よろしくお願いいたします。

○近藤委員長 中小企業基盤整備機構さん、いかがでしょうか。

○宇都木氏 中小機構の宇都木と申します。

今ほどの御質問ですけれども、中小企業倒産防止共済は、近年契約者が伸びておりまして、この加入者の増が、この一時貸付けの増につながっていると考えております。在籍者のうちの利用者割合ですけれども、過去から大体3%ぐらいが継続しておりまして、今後、在籍者が伸びていけば、一時貸付けも同じように伸びていくと考えております。

○大橋委員 分かりました。どうもありがとうございました。安心していただけるということですね。

○近藤委員長 大橋委員、よろしいでしょうか。

○大橋委員 はい。ありがとうございます。結構です。

○近藤委員長 それでは、ほかに御質問、御意見等はいかがでしょうか。コメント等でも結構でございます。その際は挙手機能を使って挙手をお願いしたいと思っています。いかがでしょうか。

特に御質問、御意見等はよろしいでしょうか。

それでは、後にもう一度ということで結構でございますが、まずはこの段階で、議題1・2につきまして御説明を承ったということとさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

それでは、続きまして、議題3「オンライン利用率引上げの基本計画に係る進捗状況について」につきまして、独立行政法人中小企業基盤整備機構より御説明をお願いいたします。

○高砂理事 中小機構担当理事をしております高砂でございます。

資料3、オンライン利用率引上げの基本計画に係る進捗状況について、御説明をさせていただきます。

まず、1ページ目でございます。

これまでの経緯から書かせていただいております。令和2年10月12日の第1回「デジタルガバメントワーキング・グループ」において、個別分野におけるオンライン利用率の大胆な引上げの対象事業に両共済制度が選定されたところでございます。これを受けて、経産省においてオンライン利用率引上げの基本計画を策定されております。

この基本計画には、対象となる手続やオンライン利用率の目標、取組期間などが記載されておりますが、具体的に両共済制度で対象となっている手続に関しましては、スライド下段の図表のとおりとなっております。

この図の中の白地になっている4つの手続がございます。小規模企業共済・中小企業倒産防止共済の加入関係・保全関係手続でございますが、この取組期間が令和5年度とされているものでございまして、これについては、既にオンライン手続を開始させていただいております。

一方で、この灰色、塗り潰しになっている3つの手続、小規模企業共済の掛金納付月数の通算申出、給付関係の手続、中小企業倒産防止共済の解約関係手続、これにつきましては、令和7年度がその取組期間となっているものでございますので、今後、オンラインに取り組んでまいるということでありまして、今、着々と準備をしているところでございます。

(2)の「利用者目線での第三者チェックの方法と時期について」でございますが、オンライン利用率の進捗状況については、基本計画策定のための作業方針に、各府省は、少なくとも年に1回、スコアカードとその他の取組の進捗を示す資料を第三者委員会や有識者、事業者団体に提示し、取組の妥当性、進捗度合い等についてチェックを受けるとの記

載がでございます。これを受けまして、この両共済に係るオンライン利用率引上げの基本計画におきまして、このスコアカードについては、「中小企業政策審議会 中小企業経営支援分科会 共済小委員会」の報告の中で公表するということになっているものでございまして、今回もこの場で御報告させていただいているものでございます。

おめくりいただきまして、2 ページ目でございます。

オンライン利用率引上げの基本計画に記載されている手続の一部、加入及び保全関係手続については、令和5年9月にオンラインによる申請受付を開始させていただいております。下段に折れ線グラフがでございます。小規模企業共済に係る手続、緑が加入、黄緑が保全ということでございますが、これについては、オンライン利用率目標の達成期限であります令和5年度末において、20%を超える利用率を達成してございます。10月頃、保全関係手続は若干落ちておりますけれども、最近では30%を超える月も出てきているということでございます。

一方で、中小企業倒産防止共済の加入手続、濃い橙色になりますけれども、これについては、現行においては、加入の際に、委託機関において加入申込者の事業活動等を確認させていただく形になってございます。このため、オンライン申請後に窓口での手続が必要になってございますので、どうしても利用率が目標を下回っているという状況になっているところでございます。

引き続き広報活動によるオンライン申請の周知・普及や、ウェブサイト上でのオンライン申請の誘導を工夫するなどして、利用率向上を目指してまいります。

後ほど御説明いたします共済システムの刷新に合わせまして事務手続の見直しも行うことにより、基本的にはオンライン上の手続で完結することとなりますので、共済システムの刷新後は、オンライン利用率は改善していくものと考えているところでございます。

令和7年度にオンライン化する予定の、通算申出・給付・解約関係の手続に関しては、当初の予定どおり、令和7年に開始すべく準備を進めているところでございます。

おめくりいただきまして、3 ページ目でございます。

このページでは、オンライン利用率引上げのための取組について御紹介させていただきます。

まず、広報活動でございますけれども、一番大きな取組といたしましては、共済制度の特設ウェブサイト「共済サポートnavi」というものを公開したことが挙げられます。

このサイトにおいては、共済契約者だけではなく、これから加入を検討しているお客様や委託機関の皆様にとって、共済制度の内容やお手続方法についての疑問を解決できるサイトを目指して運営しております。オンライン手続のエントリーサイトとしても重要な役割を担わせていただいているところでございます。

この共済サポートnaviをオンライン手続のエントリーサイトとして活用するため、パンフレットや各種通知物などの紙媒体での広報物に、当該サイトの二次元コードを記載したものを掲載したり、あとはインターネット広告を年間を通じて断続的に実施してござい

て、お客様を積極的にこのサイトに誘導すべく工夫をしております。また、並行して、委託機関に対してもオンライン手続を周知すべく、「商工共済ニュース」などで複数回周知をしているところでございます。

お客様のオンライン手続をサポートするため、コールセンターの機能強化にも取り組んでいます。オペレーターにオンライン手続に関する事務についての研修を行い、問合せにスムーズに対応できるように取り組むとともに、問合せの内容について本部へフィードバックが行われる体制を構築し、日々サポート体制の改善を行っているところでございます。

次に、4 ページ目でございます。

先ほど、オンライン利用率についての御説明の中でシステム刷新について触れましたけれども、その進捗状況について御報告をさせていただきます。

現在の状況につきましては、昨年の当委員会において、令和7年に刷新完了すると申し上げていたところでございますけれども、現状、リリース時期を少なくとも1年程度延伸する必要性が生じているところでございます。

その要因でございますが、2点でございます。

1 つは、データ移行の問題です。

現行システム、これは非常に古いシステムでございまして、このシステムに入っている今の情報は、両共済制度併せまして、加入者情報として230万件の契約者データを保存しているところでございます。これが、日々いろいろな形で使われるということなのですけれども、これを新しいシステムに移行するためには膨大な工数が必要になってまいりまして、非常に古いデータを新しいものに変換して一気に移行させなければいけないということでございますので、その準備のプログラミングを一生懸命行っているということでございます。間違いがあると、これは大変なことでございますので、万全を期しているところでございます。

もう一つは、新しいシステムの中の、システム間の結合、つまり1つのタスクに対して、これを全部つなげる必要がございまして、このシステム間結合に非常に苦労しているところでございます。

制度としては、一つ一つのタスクを積み上げますと、非常に複雑な制度になってございまして、両共済を併せて細かく分類しますと500ぐらいの手続がございしますが、これを一からつくり上げているということでございます。

各手続が構成される個別のシステムをつなげるところで、今、非常に苦慮しているところでございまして、これの工数が非常に関わってくるということでございます。こちらも万全を期さなければ、今後、オンラインで手続をされるお客様、あるいは、私どもの内部での審査も含めまして非常に混乱を来すこととなりますので、現状では1年程度延伸させていただくような形で考えてございます。

今般のシステム刷新におきましては、共済制度の安定的な運営、また、お客様の利便性

向上というのが最大の目的になってございます。これを実現するために、安全性・正確性が確保されたシステムであることが前提となります。万全を期すため、リリース延伸を決定したところでございます。委員の先生方におかれましても、この点については御理解をいただけますよう、お願いを申し上げたいと思います。

なお、延伸に伴う影響についてでございますけれども、費用面についてでございますが、延伸に伴いまして開発ベンダーとの契約変更や、現行の業務体制の継続に関する相応のコストが生じますが、現在の共済全体の財政状況に鑑みれば、その影響は限定的と考えているところでございます。

また、オンライン利用率引上げの基本計画におきまして、令和7年度中に全ての手続をオンライン化する点でございますが、先ほども御説明を差し上げましたけれども、既に令和5年から先行して開始している加入手続や保全手続と同様に、そのシステムの、今先行でやっているオンライン機能を拡充させていただくことで、この計画については、予定どおり全ての手続をオンライン化できる見込みとなっております。

次のページでございますが、ここからは参考資料でございまして、昨年もつけさせていただいている資料でございますので、お時間のあるときに委員の先生方でお読みいただければ幸いです。もし御質問等があれば、いつでも中小機構から御案内させていただきます。

私からの説明は、簡単ではございましたけれども以上となります。ありがとうございます。

○近藤委員長 ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

私からでもよろしいでしょうか。

○高砂理事 お願いいたします。

○近藤委員長 例えば、中小企業倒産防止共済の加入手続につきまして、かつてはマンスリーで、具体的には1か月から2か月程度要して手続の期間が必要だったと思いますけれども、今回、このオンライン化したということに伴いまして、いわゆるデイリーになったかと思いますが、より具体的に言いますと、何日程度でこの手続が終了まで行っているのでしょうか。

○高砂理事 先生、ありがとうございます。

今おっしゃったように、現行の紙の手続では最大で2か月かかるという状況ではございましたけれども、これが完成いたしますと、恐らく営業日で4～5日で処理できると思います。土日を含めると1週間ぐらいになってしまうと思いますけれども、営業日で言えば4～5日で処理ができます。マイページで、自分の加入状況とかも確認できるようになりますので、これまでと違って格段に加入者の利便性向上につながると考えてございます。これの万全を期すために、先ほど1年延伸と申し上げましたけれども、しっかりと

作業をさせていただければと思っております。

以上です。ありがとうございます。

○近藤委員長 どうも、ありがとうございました。

では、ほかに御質問や御意見等はいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

この議題3につきましては、中小機構さんにおかれましては、この共済システムの再構築と、それから、オンライン利用率の向上というものに向けて引き続き御尽力いただければと思います。また、当小委員会といたしましては、引き続きこの進捗状況を確認していくこととなります。引き続き、どうかよろしくお願いいたします。

では、最後に議題1から議題3、いずれでも結構でございます。御意見、御質問等がございましたらいかがでしょうか。

では、最後に私から。

資料2の、右下のページで言うと3ページ。こちらを御覧いただきますとお分かりのように、青い棒グラフのところが年々少なくなっております。小規模企業の数が増えているということでございます。それに対しまして、赤っぽい棒グラフのほうは少しずつ伸びており、その上の緑色の線グラフにつきましては、小規模企業共済の在籍割合で、これが少しずつ増えていて、現在は58.3%もの方々に在籍していただいているということでございます。

また、資料1のところで、例えば、右下のページの5ページですけれども、こちらを御覧いただけると、全体の棒グラフが伸びているのが分かると思います。これは、中小企業倒産防止共済の在籍者の推移でございまして、それがどんどん増えているという現状でございます。このように、小規模企業の数が増えているのに対しまして、2つの制度とも在籍している方の数が増えている。また、割合も上昇しているということでございます。こうした現状につきましては、もちろん制度の周知が図られているということもございますが、基本的には、中小企業の方々のニーズに根拠があるかと思えます。

そういう両制度でありますので、引き続き、こういった方々のニーズに応えられるような制度づくり、あるいは制度の運用というところでお願いしたく存じます。引き続きよろしくお願いいたします。

それでは、皆様、本日は活発な御議論をありがとうございました。以上で本日の議題は全て終了いたしました。

最後に、事務局から事務連絡をお願いいたします。

○太刀川室長 近藤委員長、どうもありがとうございました。

それでは、事務局から事務連絡をさせていただきます。

次回の共済小委員会につきましては、小規模企業共済の付加共済金の支給率等について御審議をいただきたいと考えております。開催時期は3月上旬頃を予定しております。また、去年は書面審議とさせていただきましたけれども、開催方法を含め、詳細は追って御

連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。

事務連絡は以上でございました。

○近藤委員長 ありがとうございます。

本日の小委員会は、これにて終了とさせていただきます。委員の皆様におかれましては、貴重な御意見をいただき、また、小委員会の円滑な運営に御協力いただきまして、誠にありがとうございました。

午後 2 時 4 8 分 閉会